

令和3年度 男女平等参画関係法律相談事業

法律相談

公益財団法人 北海道女性協会

無料

対面による相談です

配偶者や恋人の暴力に悩んでいませんか…
職場のセクハラやパワハラに困っていませんか…
ひとりで悩まず、思い切って相談してみましよう！
法律に関するどんなことでも、
弁護士が相談に応じます。



開催要項

相談内容	DV、セクハラ、パワハラ、ストーカー、雇用・労働問題、離婚など 様々な法律問題に関すること
相談日	令和4年1月14日(金)
時間	午後1時30分～午後4時30分(1人30分)
相談員	弁護士 伊藤 詠子(函館弁護士会)
申込方法	電話による予約制(先着6人まで) 予約受付 令和3年12月14日(火)から 午前9時～午後5時(日曜・祝日・12月29日～1月3日は除く) ※男女性別問わず、どなたでもご利用になれます。

* 相談会場 *

函館市亀田交流プラザ (函館市美原1丁目26-12)

※ 当日は、3階の小会議室3が受付となります。(予約された方のみの受付になります)



問い合わせ・予約先

公益財団法人北海道女性協会

011-251-6329